

特定非営利活動法人 北海道こども発達研究センター

重要事項説明書

【重要事項説明書】

- ☐ 児童発達支援あいびー
- ☐ 放課後等デイサービスぽらりす
- ☐ 保育所等訪問支援コネクト

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業所経営法人の概要

名 称	北海道こども発達研究センター
法 人 種 別	特定非営利活動法人
法人所在地	北海道札幌市手稲区稲穂 2 条 8 丁目 8 番 5 号
電 話 番 号	011-577-7314
代表者氏名	理事長 木村 正剛
設 立 年 月	2019 年 11 月 6 日

2. 事業所の概要

名 称	北海道こども発達研究センター緑苑台	北海道こども発達研究センター樽川
事業所所在地	石狩市緑苑台東 3 条 3 丁目 270 番 1	石狩市樽川 6 条 2 丁目 4 番 1
管 理 者 氏 名	高橋秀和	木村絵梨
電 話 番 号	0133-67-3286	0133-67-1805
メ ー ル	info@kodomo.hokkaido.jp	info-t@kodomo.hokkaido.jp
施 設 種 別	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	
目 的	児童福祉法に係る通所支援事業の提供	
運 営 方 針	①事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 ②事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。 ③事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 ④前三項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。	

3. 事業所の設備等の概要

居室の種類	設備
児童デイサービス活動室	訓練機器、遊具、机、椅子、トイレ
放課後等デイサービス活動室	訓練機器、遊具、机、椅子、トイレ
日常動作訓練スペース	トイレ、更衣室、キッチン
相談室	机、椅子
静養室	机、椅子、マット
個別訓練室	訓練機器、机、椅子

4. サービス提供時間帯の職員体制

児童発達支援あいびー	配置	勤務体系	指定基準
1. 児童発達支援管理責任者	1名	常勤	1名
2. 保育士	2名以上	常勤	2名
3. 児童指導員		常勤	
4. 機能訓練員	2名以上	常勤	－
放課後等デイサービスぽらりす	配置	勤務体系	指定基準
1. 児童発達支援管理責任者	1名	常勤	1名
2. 保育士	2名以上	常勤	2名
3. 児童指導員		常勤	
4. 機能訓練員	2名以上	常勤	－
保育所等訪問支援コネクト	配置	勤務体系	指定基準
1. 児童発達支援管理責任者	1名	常勤	1名
2. 訪問指導員	1名以上	常勤	1名

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を順守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

5. 事業実施地域

石狩市	花川、樽川、緑苑台、花畔
札幌市	手稲区・北区・東区・西区
※その他の地域についても必要に応じてサービスを提供する	

6. 営業時間と利用定員 1 児童発達支援（未就学児）

営 業 日	月曜日～土曜日（年末年始を除く）
営 業 時 間	09：00～15：00（月～土） 09：00～15：00（祝）
サービス提供時間	09：00～12：00（月～金） 09：00～12：00（土・祝）

7. 営業時間と利用定員 2 放課後等デイサービス（就学児）

営 業 日	月曜日～土曜日（年末年始を除く）
営 業 時 間	12：00～18：00（月～金） 09：00～15：00（土・祝） 12：00～18：00（学校休業日：長期休暇など）
サービス提供時間	14：00～17：00（月～金） 09：00～12：00（土・祝） 学校休業日：夏休みや冬休みなどの長期休暇 14：00～17：00（月～金） 09：00～12：00（土・祝）

8. 営業時間 保育所等訪問支援（未就学児・就学児）

営 業 日	月曜日～金曜日（年末年始を除く）
営 業 時 間	09：00～18：00（月～金）
サービス提供時間	09：00～16：00（月～金）

9. サービス内容と利用料金

(1) 「児童発達支援計画」及び「放課後等デイサービス支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「児童発達支援計画」及び「放課後等デイサービス支援計画」、「保育所等訪問支援計画」を定めてサービスを提供します。「児童発達支援計画」及び「放課後等デイサービス支援計画」、「保育所等訪問支援計画」は、市町村が決定した受給決定（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえ、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。支援計画は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの区分及びサービス内容＞

①日常生活動作

日常生活の基本的動作習得を支援します。

②集団生活適応

集団生活への適応力習得を支援します。

③個別訓練による機能向上

ご利用者の心身等の状況に応じて、リハビリテーションセラピスト（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など）の免許を有した指導員が専門的な観点から観察・評価・分析を行い、障害の程度に応じた個別訓練によって必要な機能の向上を図ります。

(2) 利用料及び利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際には、サービス利用料金（厚生労働大臣の定め

る基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象になります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領)する場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます。)なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

<基本的なサービス利用料金(1日あたり)※2024年4月以降の試算>

① 児童発達支援(未就学児)

児童発達支援(利用時間90～180分)928単位	9,280円
児童指導員加配加算(常勤専従5年以上の経験者配置)187単位	1,870円
専門的支援体制加算(理学療法士等を配置)123単位	1,230円
専門的支援実施加算(個別に専門支援を実施)150単位	1,500円
合計	13,880円
(市町村より事業所が代理受領する額)	12,492円
(自己負担額)	1,388円

② 放課後等デイサービス(就学児)

放課後等デイサービス(利用時間90～180分)609単位	6,090円
児童指導員加配加算(常勤専従5年以上の経験者配置)187単位	1,870円
専門的支援体制加算(理学療法士等を配置)123単位	1,230円
専門的支援実施加算(個別に専門支援を実施)150単位	1,500円
合計	10,690円
(市町村より事業所が代理受領する額)	9,621円
(自己負担額)	1,069円

③ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援(30分以上)1,071単位	10,710円
訪問支援員特別加配加算(10年以上の経験者が訪問)850単位	8,500円
合計	17,210円
(市町村より事業所が代理受領する額)	15,489円
(自己負担額)	1,721円

その他の料金(利用に応じて合計額に加算されます)

欠席時対応加算 94単位(月4回まで)	940円
送迎加算片道54単位(1回利用毎)	540円
利用者負担上限管理加算(月1回のみ)	1,500円
家族支援加算(居宅訪問対面:1時間以内)200単位	2,000円
家族支援加算(事業所対面)100単位	1,000円
家族支援加算(オンライン)80単位	800円
関係機関連携加算(保育所や学校と情報連携)200単位	2,000円

(3) 給付対象外サービス内容の料金（教材費など）

サービス提供に要する費用のうちご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、介護給付対象ではありませんので別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 1 カ月前までにご説明します。

以下については、料金（実費等）をいただきます。

サービスの種類	費用		備考
着替え代金	オムツ	50 円	1 枚あたり
	下着	100 円	1 枚あたり
行事等参加料金	材料費、交通費等	実費	
複写代金	サービス提供記録などの複写にかかる費用	10 円	1 枚あたり
各証明書の発行	1 部	500 円	
契約内容変更	1 回	500 円	
診療情報提供作成	1 部	2,000 円	
故意破損弁償代		実費	各種保険加入者は保険摘要範囲を超えた場合

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

前記サービス利用料金 (2) 及び (3) の料金・費用は 1 か月ごとに計算しご請求します。お支払方法は原則口座振替となります。

10. 利用者負担に関する月額上限

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般世帯 1	市町村民税課税世帯で、所得割が 16 万円（児童は 28 万円）未満	4,600 円
一般世帯 2	市町村民税課税世帯で、一般 1 以外	37,200 円

11. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供毎に実施日時及び実施したサービス内容などを記録しており、内容については web サービス等によりご確認ください。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。支援計画及びサービス提供毎の記録はサービス提供日より 5 年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。(8. (3)参照)

12. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

	個人情報保護管理者	住所	電話番号
緑苑台事業所	高橋 秀和	石狩市緑苑台東 3 条 3 丁目 270 番 1	0133-67-3286
樽川事業所	木村 絵梨	石狩市樽川 6 条 2 丁目 4 番 1	0133-67-1805

- ①従業員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ②利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身などの情報を提供できるものとします。
- ③利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。ただし、個別支援計画を作成した際に保護者に同意を得ている場合にはこの限りではありません。
- ④利用者の円滑なサービス利用のため、支援を行う際に保護者及び利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて保護者の同意を得ることとします。

13. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保障の概要	財産に関する補償、賠償責任に関する補償

14. 利用に際しての留意事項

見学	事業所までご連絡ください。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
宗教活動	保護者及び利用者の信仰等は自由ですが、他の保護者及び利用者に対して政治・営利を含めた活動等を行うことはご遠慮ください。
貴重品管理	保護者及び利用者の責任において管理していただきますが、自己管理できない場合は、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。その他はご相談ください。

15. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	木村絵梨
避難訓練	消防法に定められた年1回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	ガス漏れ報知器・火災警報器

16. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口＞

連絡先及び担当者	緑苑台事業所：0133-67-3286（高橋秀和）
	樽川事業所：0133-67-1805（木村絵梨）
受付時間	毎週月曜日～金曜日（9：30～17：00）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

行政等の受付機関			
北海道	担当部署	北海道福祉サービス運営適正化委員会	
	電話	011-204-6310	
	FAX	011-204-6311	
石狩市	担当部署	保健福祉部障がい福祉課	
	電話	0133-72-3194	
	FAX	0133-75-2275	
札幌市	手稲区	担当部門	札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課
		電話	011-681-2400
		FAX	011-694-0530
	北区	担当部門	札幌市北区保健福祉部保健福祉課
		電話	011-757-2464
		FAX	011-736-5378
	西区	担当部門	札幌市西区保健福祉部保健福祉課
		電話	011-641-6942
		FAX	011-641-0372
	東区	担当部門	札幌市東区保健福祉部保健福祉課
		電話	011-741-2459
		FAX	011-741-0145

17. 緊急時の対応

サービス中の利用者の容体に急変があった場合は、速やかに協力医療機関又は利用児の主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに管理者・保護者へ連絡を行います。

18. 協力医療機関等

医療機関名	所在地	電話番号
篠路こどもクリニック	札幌市北区篠路3条6丁目4-3 2 レジデンス篠路・UUR コート札幌篠 路壱番館 1 階	011-776-0776
しろくまこどもクリニック	石狩市樽川6条2丁目2-2	0133-77-6651

- ☐ 児童発達支援あいびー
- ☐ 放課後等デイサービスぼらりす
- ☐ 保育所等訪問支援コネクト

の利用にあたり、契約に際し保護者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所

- ☐ 北海道こども発達研究センター緑苑台
- ☐ 北海道こども発達研究センター樽川

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所支援事業のサービス提供開始に同意しました。

住所 _____

保護者名 _____ 印

保護者連絡先 _____

児童氏名 _____

